



様式第4号(第5条関係)

釜石市指令第1040号

一般廃棄物処理業許可証

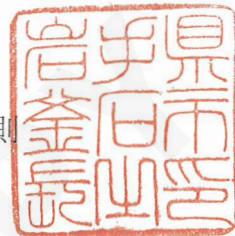
住 所 岩手県大船渡市立根町字細野23番地3

氏 名 株式会社アトラス
代表取締役 佐々木 高德

令和3年12月27日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可する。

令和4年1月4日

釜石市長 野 田 武 則



記

許可の種類	一般廃棄物の収集運搬 但し、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の政令で定める機器～エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
許可の期間	令和4年1月20日から令和6年1月19日まで
許可の区域	釜石市
許可の条件	1. 関係法令、市条例、市規則その他関係法令を遵守し、誠実に業を行うこと。 2. 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 3. 処理施設の利用にあたっては、常に係員の指示に従い、場内外の清潔保持に努めること。 4. 許可条件並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に違反した行為をした場合、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分に違反した行為をしたときは、この許可を取り消すか、又は期間を定めてその全部もしくは一部の停止を命ずることがある。